

議員提出議案第 9 号

沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書

みだしの件について、議会会議規則第 13 条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 3 年 12 月 16 日 提出

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
賛成者	熊取町議会議員	坂上	昌史
賛成者	熊取町議会議員	文野	慎治
賛成者	熊取町議会議員	鱧谷	陽子
賛成者	熊取町議会議員	二見	裕子
賛成者	熊取町議会議員	矢野	正憲

沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書

沖縄県では、太平洋戦争末期に住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命がうしなわれた。沖縄県糸満市摩文仁の平和祈念公園にある平和の礎には、昨年6月時点、沖縄戦で亡くなった24万1,593人の氏名が、国籍や軍人、民間人の区別なく刻銘されている。

摩文仁を中心に広がる沖縄本島の南部地域は、1972年沖縄の本土復帰に伴い、戦跡としては我が国唯一の国定公園に指定されたが、同地域には、沖縄戦で犠牲となった民間人や軍人の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われている。

そのような場所を掘り起こし、遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用することになれば、それは人道上許されることではない。

平和の礎に刻銘されている犠牲者は沖縄県民のみでなく、昨年6月時点で大阪出身者だけでも2,339人に上るなど、戦争の犠牲者は全国に及んでおり、遺骨収集は日本全国で取り組むべき問題である。

よって、本町議会は政府及び国会に対し、下記の事項に速やかに取り組むことを強く要望する。

記

1. 沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと
2. 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月16日

大阪府泉南郡熊取町議会